

茂原市自治基本条例を考える市民の会 第 37 回会議 概要

開催日時	平成 25 年 9 月 25 日（水） 18 時～
開催場所	茂原市役所 102 会議室
出席者	市民の会委員 30 名（うち 15 名所用のため欠席） 事務局（鶴岡企画政策課長、花沢企画政策課主幹、風戸企画政策課主査）
会議次第	1.開会 2.あいさつ 3.議題 (1) 「茂原市まちづくり条例についての基本的な考え方」について (2) その他 4.閉会
会議要旨	3.議題 (1) 「茂原市まちづくり条例についての基本的な考え方」について 【今後のスケジュールについて】 （市民の会代表） ・全体会は今回で最終。臨時も含めて延べ 7 回の運営委員会を開き、全体会での議論を踏まえて提言書案を修正した。皆さんの声をなるべく反映したつもりである。 ・明日 9/26（木）に提言書を市長に提出する。運営委員メンバーで出席したいと思うが、希望される方はお申し出いただきたい。 ・9/27（金）にもばら市民塾を実施する。2 コマ目に、北田代表から提言書についての説明を行う。 ・市民の会委員の任期は「条例が制定されるまで」とされている。次の検討組織である協議会にも、市民の会の代表を送り込むことになっている。市民の会の今後については、10 月中に議論し、方針を決定したい。 【基本的な考え方（提言書）について】 （事務局） ・9 月 20 日（金）に資料を発送したが、その時点での運営委員会での検討は 6 章（ひらかれた議会）までであったため、6 章以前については送付した資料を参照されたい。7 章（行政運営の基本原則）以降については、同日午後に開かれた臨時運営委員会で検討したため、本日配布した資料を参照されたい。 ・全体を通しての字句の訂正について、「市民、市及び議会」という順番に統一したほうがよいのではないかという意見に基づき、主語について、①市民、②市、③議会という順序に統一した。対象となったのは 5 条、18 条の本文と 1 条、19 条、21 条の提言理由である。 ・前文の「市の借金」の記述について。「平成 13 年の借金 958 億円」という

数字は、茂原市だけでなく、長生郡市広域市町村圏組合や九十九里地域水道企業団などの地方債残高および債務負担行為残高を加えたものである。一方、予算額は一般会計予算額のみを表記しており、表現を統一するのであれば、茂原市単独の地方債残高および債務負担行為残高を加えた 459 億円としてはどうか。

・なぜ額を減らすのか。第二の夕張になるとまで言われ、市民感覚では 958 億円という額の方である。ごまかしではないか。

A.958 億円という数字は、千葉県地方自治研究センターが平成 20 年に茂原市の財政状況を分析してインターネットで公表した報告書『『茂原市財政のきのう・きょうとあしたー主として決算カード分析を中心としてー』』から抜粋された数字である。459 億円という数字は、「普通会計決算にみる財政状況」で市から公表されている数字である。ごまかしではなく、どのラインで借金をとらえるかで見解が分かれるものであるが、誤解を招いたのであればおわびする。前文では、引用元を明らかにした上で記述することとしたい。

・平成 13 年は 10 年以上前のことであり、まちづくり条例はこれからを考えた条例である。現在の借金残高についても記述すべきではないか。

A.現在の残高は、普通会計ベースでは公表されているが、長生広域や九十九里の分については、負担金の割合で按分するなどしているため、958 億円に比する残高の資料がないので調査させていただきたい。(→事務局後日追記：広報もばら平成 25 年 2 月 1 日号の「市長が行く」に、平成 24 年度末の残高見込みの記述があったため、そこから引用した形とする)

・前文に「まちの財政負担」とあるが、「まち」とは何か。「市の財政負担」のほうが適切ではないか。

A.「市」に訂正したい。

・第 5 条「市政に関する情報の共有」について。会議はすべて公開するべき。「非公開とするのは限定列挙された条件に合致するもののみ」とあるが、恣意的に判断されてしまう恐れがある。

A.非公開と決定されても、不服を申し立てる機会があるが、本文に「原則として公開する」という文言を入れることとしたい。

・第 23 条「議会情報の公開」について。提言理由に「委員会等には部会や協議会などの公の会議も含める」としたとのことだが、提言理由では伝わらない。本文に入れるべき。

・条文における会議の名称は正式名称であるべき。「本会議や委員会」は法でうたわれた正式名称。

・現在は公開されていない。条例の文章はできるだけ具体的であるべきというのは、アドバイザーの関谷先生のアドバイスである。

A.本会議、委員会の後に「協議会、部会等」を追加することとしたい。

・第 33 条「監査」について。現在の監査は財務の監査であって、その事業がよいことかどうかまでは見ていない。行政監査は法にうたわれている。

A.提案理由に「法第 199 条第 2 項に基づく行政監査も実施される必要がある」と明記したい。

**【その他】**

(市民の会代表)

・皆さんの想いはいろいろあると思うが、それが入った提言書をつくり上げることができた。皆さんに感謝したい。これを市長に提出し、次の検討組織である協議会に委ねたい。

(事務局 鶴岡課長)

・平成 24 年 1 月から月 2 回・18 時～21 時という長きにわたり、夜間や休日にもかかわらず熱心にご検討いただき、深謝申し上げたい。4 月の人事異動で途中から参加させていただいたが、皆さんの想いが伝わってきた。今後は市長に提言いただき、庁内でも検討会議を立ち上げ、理解と意識の醸成を深めるとともに、協議会を立ち上げて、条例案をつくっていく段取りを行いたい。長い間、ありがとうございました。

(市民の会代表)

・今後の方針については、10 月いっぱい結論を出したい。その際には皆さんに連絡する。